

国立大学法人東京外国語大学名誉教授称号授与規程に関する申合せ

〔昭和31年 4月 1日
制 定〕

改正 昭和44年10月 1日 昭和51年11月24日
平成 7年 4月 6日 平成10年 7月17日
平成12年 6月28日 平成16年10月 1日規則第197号
平成19年 2月27日規則第 9号 平成21年 3月31日規則第49号
平成24年 3月27日規則第50号 平成31年 3月19日規則第34号

I 規程第2条第2項の規定については、次の各号のいずれかに該当する者に対して適用するものとする。

1 本学の学長としてその任期を満了した者

2 本学の教授として10年以上15年（規程第3条による通算期間を含む。）未満勤務した者で、次の一に該当する者

(1) 理事、副学長、大学院総合国際学研究院長、大学院国際日本学研究院長、大学院総合国際学研究科長、言語文化学部長、国際社会学部長、国際日本学部長又はアジア・アフリカ言語文化研究所長として2年以上勤務し、その任期を満了した者

(2) 日本学士院賞、日本芸術院賞、紫綬褒章等の受賞者及びそれに準ずる者（外国での受賞を含む。）

(3) その他前各号に準ずる者

II 規程第3条第2号には、大学以外の教育研究機関の長、教授、准教授、助教授及び研究員（教授又は准教授に相当する者に限る。）を含むものとする。

III 勤務年数の計算は、月計算により行い、通算後の月数に端数が生じた場合は、これを1月に切り上げるものとし、国立大学法人東京外国語大学職員就業規則（平成16年規則第52号）（以下このIIIにおいて「就業規則」という。）第17条第1項による休職期間（国家公務員であった期間における休職期間は、就業規則第17条第1項の休職期間に含める。）は、除算する。

附 記

この申合せは、平成7年4月6日から施行する。

附 記

この申合せは、平成10年7月17日から施行する。

附 記

この申合せは、平成12年6月28日から施行し、平成12年3月31日離職した者から適用する。

附 記

この申合せは、平成16年10月1日から施行する。

附 記

この申合せは、平成19年4月1日から施行する。

附 記

この申合せは、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 記

- 1 この申合せは、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の外国語学部長の職にあった者については、なお、従前の例による。

附 記

- 1 この申合せは、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 31 年 3 月 31 日以前に附属図書館長、留学生日本語教育センター長又は保健管理センター長の職にあった者に係る名誉教授の授与要件については、改正後の I 第 2 項第 1 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。